

《新規》

長崎OMURA室内合奏団事務局宛

FAX: 0957-47-6538

パトロネージュ倶楽部ご入会連絡票

(お振込み先)

口座名義: コンテトケ化エリカド ウホリソナガ サシツナガ ッソウダン

十八親和銀行 大村中央支店 (普) 1085393

* 下記の申込書の太枠内を記入し、FAXまたは郵送でお申し込みください。

《郵送先》 〒856-0820

大村市協和町703番地1 (2F)

認定NPO法人長崎OMURA室内合奏団事務局宛

お問い合わせ: 0957-47-6537

* 入金の確認ができ次第、寄付金受領証明書と入会証明書をお送りいたします。

【寄付者に対する税制上の優遇措置】

○寄付者が個人の場合

寄付した個人の所得税の計算において、寄付金控除 (所得控除) か税額控除の

いずれかを選択することができます。→確定申告が必要です。

また、個人住民税 (地方税) の計算においても適用されます。

(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)

<例> 年収300万円の方が、個人会員1口 (5,000円) ご寄付の場合

所得税 (5,000円 - 2,000円) × 40% = 1,200円

個人住民税 (5,000円 - 2,000円) × 10% = 300円

合計1,500円が還付されます。

○寄付者が法人の場合

寄付した法人税の計算において、一般寄付金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

○相続人が寄付する場合

寄付した人の相続税の計算において、その寄付した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

<例> 3億円の相続のうち1億円を寄付した場合、2億円が相続税の課税対象

年 月 日

長崎OMURA室内合奏団 パトロネージュ倶楽部申込書

| | | | |
|------|----------------------------|------|-----------------------------------------------|
| フリガナ | | フリガナ | |
| 入会者 | | 掲載名 | |
| | ※各証明書やご案内などをお送りする際の宛名となります | | ※プログラム等への掲載を行います。 ※掲載を希望されない方は「無」とご記入ください。 |
| 住所 | 〒 - | | |
| 電話番号 | | 性別 | 男・女 |
| 備考 | | | |

| | | | | |
|----|-------------------|---|---|---|
| 金額 | 個人 / 5,000円 / 1口 | ¥ | / | 口 |
| | 法人 / 50,000円 / 1口 | | | |

太枠内へのご記入をお願いいたします。